

令和6年3月 14 日

大阪市従業員労働組合市民生活支部
支部長 山崎 進 様

大 阪 市 環 境 局
局長 堀井 久司

2024 年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答について

本市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところです。

そうした中、本市財政については、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図り、一定の成果を上げてきましたが、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増などにより、依然として収支不足が生じる状況にあります。

こうした状況のもと、本市の技能職員は、平成 19 年度に採用を凍結し、職員数の削減を図ってきましたが、職員の高齢化も進展しており、将来的に市民サービスの維持が困難となる恐れがあることから、災害時の対応を含め、本市の責務を果たすため、将来にわたって直営が必要となる部門について採用を再開しました。

一方、環境管理部門における技能職員については、引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る方針としています。また、現在の業務については要員数の減員に応じて廃止や見直しを行ってまいります。

今後も引き続き効率的な業務執行体制の構築に向け、検討を行っているところであり、退職や他部門への異動等の要員減に合わせて現行の業務執行体制を見直し、より効果的な事業運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、「2024 年度勤務労働条件に関する要求書」における交渉事項につきましては、先の小委員会交渉においてお示ししたとおりとなりますが、令和6年度の要員数に減員が生じた場合は、業務執行体制や事務事業の見直しを検討しますので、要求書の5点目と6点目にかかる勤務労働条件については改めて協議することとします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。